

要件事項	<p>【海上/航空】</p> <p>通関・収納</p> <p>7N 改変 26-06_輸入申告等における利用可否制御および審査検査区分通知の見直し</p>
機能概要	<p><変更前仕様></p> <p>「輸入申告(IDC)」業務、「輸入マニフェスト通関申告(MIC)」業務、「海上簡易輸入申告(SDC)」業務における予備申告時において、入力者の利用者コードおよび入力された輸出入者コードまたは法人番号にて、入力者のチェックは行っていない。</p> <hr/> <p><変更後仕様></p> <p>以下を変更する。</p> <p>①IDC 業務、MIC 業務、SDC 業務における予備申告時に、入力者の利用者コード、輸入者コード、輸入取引者コードのいずれかが、新規 DB において“予備申告不可”の旨が登録されている場合、予備申告を実施不可とする。</p> <p>②MIC 業務において、入力者の利用者コード、輸入者コードのいずれかが、新規 DB において“マニフェスト申告使用不可”の旨が登録されている場合、MIC 業務を実施不可とする。</p> <p>③MIC 業務における予備申告において、入力者および輸入者のいずれも、「AEO 非該当（“予備申告の審査検査区分等の通知見直し”対象）（通知しない）」の場合は、“予備申告の審査検査区分の通知見直し”対象とする。</p> <p>通知見直し対象となった予備申告は、予備申告中は「審査検査区分識別」欄等において審査検査区分を出力しないように変更する。</p> <p>④“予備申告の審査検査区分の通知見直し”の場合に、税関利用者以外が予備申告の審査区分や、予備申告の審査終了の実績を把握できないよう、各業務において変更を行う。</p>

1. 変更内容

(1) オンライン業務の変更

変更内容	変更内容 (詳細)	対象項番	対象業務										
			IDC SWC	MIC	SDC	CKO CKO01	MSX MSY MSY01	ATI	IID IDI	CSN01	CEA CEA01	IAW	
予備申告不可チェック		(A)	○	○	○								
マニフェスト申告使用不可チェック		(B)		○									
予備申告の 審査検査区分の 通知見直し	審査検査区分欄等を 出力しない	(C) - (a)、(d)		○						○			
	通知見直し対象チェック	(C) - (b)					○	○					
	検査指定情報を 出力しない	(C) - (c)		○		○							
	貨物状況通知情報を 出力しない	(C) - (e)								○	○		
	業務更新履歴を 出力しない	(C) - (f)									○	○	

(A) 予備申告不可チェックについて

「申告条件コード」欄に予備申告にかかる以下のいずれかのコードが入力された場合^{*4}に、以下のチェック条件のいずれかに該当する場合に、業務エラー(新規①)とするようチェックを追加する。ただし、予備申告変更時においては当該チェックを行わない。

(*4)以下、“予備申告時”または“予備申告変更時”とする。

申告条件 コード	申告条件コードにかかる概要	対象業務
J	予備申告(貨物到着前自動起動)	IDC
S	予備申告(航空貨物の集積場所で貨物引取時自動起動)(航空のみ入力可)	IDC、MIC
T	予備申告(本申告手動起動)	IDC、SDC
U	予備申告(海上:貨物到着時自動起動/航空:税関空港で貨物引取時自動起動)	IDC、MIC
Z	予備申告(海上:貨物搬入時自動起動/航空:貨物搬入時自動起動)	IDC、MIC、SDC

<チェック条件>

- ①入力者の利用者コードが、新規 DB において「予備申告不可表示」=“1:使用不可”で登録されている
- ②輸入申告 DB に登録された輸入者コードまたは入力された輸入者コードが、新規 DB において「予備申告不可表示」=“1:使用不可”で登録されている
(輸入者コードが新規 DB に未登録、または未入力の場合(無符号)は、判定対象外とする)
- ③輸入申告 DB に登録された輸入取引者コードが、新規 DB において「予備申告不可表示」=“1:使用不可”で登録されている
(輸入取引者コードが新規 DB に未登録の場合、または未入力(無符号または輸入取引者の入力がない場合)は、判定対象外とする)

<対象業務>

- ・「輸入申告(IDC)」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告(SWC)」業務
- ・「輸入マニフェスト通関申告(MIC)」業務
- ・「海上簡易輸入申告(SDC)」業務

(B) マニフェスト申告使用不可チェックについて

MIC 業務において、以下のチェック条件のいずれかに該当する場合に、業務エラー(新規②)とするチェックを追加する。

多数件業務(1MI)および開庁時起動業務(3MI)についても業務エラー(新規②)とする。

なお、本チェックは通常申告、本申告時点の登録内容を基準として、通常申告、本申告までチェックを行う。

- ・通常申告、本申告前の予備申告、予備申告変更においても本チェックを行う。
- ・通常申告、本申告後の「輸入マニフェスト通関申告(MIE)」業務では、本チェックを行わない。

<チェック条件>

- ①入力者の利用者コードが、新規 DB において「マニフェスト申告使用不可表示」=“1:使用不可”で登録されている
- ②入力された輸入者コードが、新規 DB において「マニフェスト申告使用不可表示」=“1:使用不可”で登録されている
(輸入者コードが未入力(無符号)の場合は、判定対象外とする)

<対象業務>

- ・「輸入マニフェスト通関申告(MIC)」業務

(C) 予備申告の審査検査区分の通知見直しにかかる変更について

MIC 業務における“予備申告時”^{*5}に、入力者、輸入者の両方が、「AEO 非該当(通知見直し対象)(**通知しない**)」の場合に、“予備申告の審査検査区分の通知見直し”対象(**通知しない**)とし、予備申告中の審査区分の通知を行わない。

入力者、輸入者のいずれかが「AEO 該当」の場合、または、「AEO 非該当(通知見直し対象外)(**通知する**)」の場合のみ、予備申告中の審査区分の通知を行う。

“予備申告の審査検査区分の通知見直し”対象(**通知しない**)とする判定条件は、以下のすべてを満たす場合とする。

<条件>

①入力者の利用者コードの判定

入力者の利用者コードが、利用者 DB において「認定通関業者」項目 = “1:認定通関業者”**でない**

かつ

新規 DB において「予備申告の審査検査区分の通知見直し対象外表示」=“0:対象(審査検査区分が通知されない)”**である** (新規 DB 未登録も含む)

②輸入者コードの判定

入力された輸入者コードが、国内輸出入者 DB において「特例輸入者表示」=“1:輸入(引取)申告及び特例申告が可能な輸入者(特例申告・特例延納用担保が不要)”でない

(輸入者コードが未入力の場合(無符号)も含む)

かつ

新規 DB において「予備申告の審査検査区分の通知見直し対象外表示」=“0:対象(審査検査区分が通知されない)”である (新規 DB 未登録も含む)

入力者、輸入者のいずれかに「AEO 該当」、「AEO 非該当(通知見直し対象外)(通知する)」が含まれる場合には“予備申告の審査検査区分の通知見直し”対象外(通知する)となる。

入力者(通関業者)	入力者(通関業者) 通知見直し対象外 表示	輸入者コード	輸入者コード 通知見直し対象外 表示	予備申告の 審査検査区分
AEO	—	AEO	—	出力する
AEO	—	AEO <u>でない</u>	0:見直し対象 通知しない	出力する
AEO	—	AEO <u>でない</u>	1:見直し対象外 <u>通知する</u>	出力する
AEO <u>でない</u>	0:見直し対象 通知しない	AEO	—	出力する
AEO <u>でない</u>	0:見直し対象 通知しない	AEO <u>でない</u>	0:見直し対象 通知しない	出力しない
AEO <u>でない</u>	0:見直し対象 通知しない	AEO <u>でない</u>	1:見直し対象外 <u>通知する</u>	出力する
AEO <u>でない</u>	1:見直し対象外 <u>通知する</u>	AEO	—	出力する
AEO <u>でない</u>	1:見直し対象外 <u>通知する</u>	AEO <u>でない</u>	0:見直し対象 通知しない	出力する
AEO <u>でない</u>	1:見直し対象外 <u>通知する</u>	AEO <u>でない</u>	1:見直し対象外 <u>通知する</u>	出力する

※上記「通知見直し対象外表示」列において、「利用者コード」、「輸出入者コード」が新規 DB に登録されていない場合は、「0:見直し対象(通知しない)」と同じ判定とする。

なお、予備申告変更時には当該判定は行わず、最初の予備申告時の判定結果を引き継ぐ。

(*5)MIC 業務における申告条件「U」「S」においては、予備申告の審査区分が「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を「Z」へ切替える仕様であるが、本仕様については変更しない。

(a) 輸入マニフェスト通関申告控(予備申告)情報等の変更

①審査検査区分欄の出力条件の変更

1-(1)-(C)の変更において、“予備申告の審査検査区分の通知見直し”対象(**通知しない**)となった輸入申告等番号について、“予備申告時”または“予備申告変更時”に出力される「輸入マニフェスト通関申告控(予備申告)情報」等について、「審査検査区分識別」欄を出力しないよう^{*2}に変更する。

(*2)審査検査区分識別欄については4桁全て出力しない(すべてスペースで出力)。

②出力情報コードの変更

“予備申告時”または“予備申告変更時”に出力される「輸入マニフェスト通関申告控(予備申告)情報」等については、予備申告時に判定された審査区分で出力情報コードが分かれている(4桁目が審査区分)ため、“予備申告の審査検査区分の通知見直し”対象となった輸入申告等番号にかかる「輸入マニフェスト通関申告控(予備申告)情報」等については、一律4桁目が“9”の出力情報コード(新規出力情報コード)を出力するように変更する。

また、帳票レイアウトについては従来通り(AAD1FC等と同じ)とする。

なお、“予備申告時”または“予備申告変更時”以外(“通常申告時”、“本申告時”、“申告変更時”または“輸入許可時”)に出力される輸入マニフェスト通関申告控情報等および輸入許可通知情報(輸入マニフェスト通関)等にかかる出力情報コードについては従来通り(4桁目が審査区分)とする。

<対象業務>

・「輸入マニフェスト通関申告(MIC)」業務

<対象出力情報コード>

・輸入マニフェスト通関申告控(予備申告/受理)情報(AAD9FD)

・輸入マニフェスト通関申告変更控(予備申告/受理)情報(AAD9FF)

(b) 検査指定情報等の変更

1-(1)-(C)の変更において、“予備申告の審査検査区分の通知見直し”対象(**通知しない**)となった輸入申告等番号について、“予備申告時”および“予備申告済みかつ本申告前”の場合は検査指定情報等について出力しないように変更する。なお、枝番については変更しない。

<対象業務>

・「輸入マニフェスト通関申告(MIC)」業務

・「審査区分変更・検査(運送)指定(CKO/CKO01)」業務

<対象出力情報コード>

・検査指定情報(AAD499/AAD488/AAD489)

・検査取止情報(AAD491)

・検査取消情報(AAD630)

(c) 「申告添付登録(MSX)」業務等および「検査立会者登録(ATI)」業務の変更

1-(1)-(C)の変更において、“予備申告の審査検査区分の通知見直し”対象(**通知しない**)となった輸入申告等番号について、“予備申告済みかつ本申告前”の場合は業務エラー(新規③)となるようにチェックを追加する。

<対象業務>

・「申告添付登録(MSX)」業務

・「申告添付訂正呼出し(MSY)」業務

・「申告添付訂正(MSY01)」業務

・「検査立会者登録(ATI)」業務

(d) 輸入申告における照会業務の変更

1-(1)-(C)の変更において、“予備申告の審査検査区分の通知見直し”対象(**通知しない**)となった輸入申告等番号について、税関利用者以外が照会する場合^{*3}で“予備申告済みかつ本申告前”の場合は以下を変更する。なお、枝番については変更しない。

- ①「審査検査区分識別」欄を出力しない^{*2}よう変更する。
- ②「審査終了年月日」欄を出力しないよう変更する。
- ③「審査区分識別」欄を出力しない^{*2}よう変更する。

<対象業務>

- ・「輸入申告等照会(IID)」業務
- ・「輸入申告等一覧照会(IDI)」業務

<対象出力情報コード>

- ・輸入マニフェスト通関申告照会情報(AAD0FP) - ①②
- ・輸入申告等一覧照会情報(AAD443) - ③

(*3)民間利用者全て(申告者、輸入者、検査立会者として登録されている利用者、照会可能な旨で登録されている利用者および、申告可能な旨で登録されている利用者を含む)を対象とする。

また、NACCS センター利用者も含む。

(e) 貨物状況通知情報にかかる出力条件の変更

次の条件をすべて満たす場合に、予備申告時の審査終了に関する貨物状況通知を行わないように変更する。

- ・1-(1)-(C)の変更において、“予備申告の審査検査区分の通知見直し”対象(**通知しない**)となった輸入申告等番号にかかる輸入貨物情報である。
- ・「貨物状況通知予約登録(CSN)」業務にて、“審査終了時に貨物状況通知情報を出力する”旨が登録されている。

「輸入申告審査終了(CEA)」業務において予備申告審査終了時に審査終了に関する通知を行う際に、CSN 業務にて登録された通知先利用者が、以下の条件①～③のいずれかに該当する場合には、貨物状況通知情報を出力しないよう変更する。

<条件>

①通知先利用者が通関業者の場合

通知先利用者コードが利用者 DB において「認定通関業者」項目 = “1:認定通関業者”**でない**
かつ

新規 DB において「予備申告の審査検査区分の通知見直し対象外表示」= “0:対象(審査検査区分が通知されない)”**である** (新規 DB 未登録も含む)

②通知先利用者が輸出入者の場合

通知先利用者コードに登録されている輸出入者コードが、国内輸出入者 DB において「特例輸入者表示」= “1:輸入(引取)申告及び特例申告が可能な輸入者(特例申告・特例延納用担保が不要)”**でない**
かつ

新規 DB において「予備申告の審査検査区分の通知見直し対象外表示」= “0:対象(審査検査区分が通知されない)”**である** (新規 DB 未登録も含む)

③通知先利用者が通関業者および輸出入者以外の場合

新規 DB において「予備申告の審査検査区分の通知見直し対象外表示」= “0:対象(審査検査区分が通知されない)”**である** (新規 DB 未登録も含む)

<対象業務>

- ・「貨物状況通知(CSN01)」業務
- ・「輸入申告審査終了(CEA)」業務

(f) 「輸入貨物情報照会(IAW/IAWOW)」業務における履歴情報の出力変更

1-(1)-(C)の変更において、“予備申告の審査検査区分の通知見直し”対象(通知しない)となった輸入申告等番号にかかる輸入貨物情報について、「輸入貨物情報照会(IAW/IAWOW)」業務に「輸入申告審査終了(CEA)」業務にて予備申告審査終了された旨が出力されないように変更する。

<対象業務>

- ・「輸入申告審査終了(CEA)」業務
- ・「輸入貨物情報照会(IAW/IAWOW)」業務

<対象出力情報コード>

- ・輸入貨物情報照会情報(概要情報)(AAS119)
- ・輸入貨物情報照会情報(概要情報(税関))(AAS147)
- ・輸入貨物情報照会情報(履歴情報)(AAS128)

(2) DBの追加及び変更

(A) 新規DBの追加

1-(1)の変更にかかる新規DB(輸入申告等利用者制御DB)を追加する。

(B) 輸入マニフェスト通関申告DBの変更

既存項目であり、未使用項目である「検査指定票出力表示」について、項目名を「予備申告の審査検査区分の通知見直し対象表示」に変更し、輸入申告等番号において“予備申告の審査検査区分の通知見直し”対象かを管理する項目として使用する。

2. 変更対象業務

(1) オンライン業務

- ① 「輸入申告(IDC(1ID/1DA/3ID/1SW))」業務
- ② 「シングルウィンドウ輸入申告(SWC)」業務
- ③ 「輸入マニフェスト通関申告(MIC(1MI/3MI))」業務
- ④ 「海上簡易輸入申告(SDC(1SD/3SD))」業務
- ⑤ 「審査区分変更・検査(運送)指定(CKO/CKO01)」業務
- ⑥ 「申告添付登録(MSX)」業務
- ⑦ 「申告添付訂正呼出し(MSY)」業務
- ⑧ 「申告添付訂正(MSY01)」業務
- ⑨ 「検査立会者登録(ATI)」業務
- ⑩ 「輸入申告等照会(IID)」業務
- ⑪ 「輸入申告等一覧照会(IDI/IDIOW)」業務
- ⑫ 「貨物状況通知(CSN01)」業務
- ⑬ 「輸入申告審査終了(CEA)」業務
- ⑭ 「輸入貨物情報照会(IAW/IAWOW)」業務

3. 利用者影響

なし

4. リリース予定日

- (1) AP : 2026年7月19日(日) 保守時間帯